

財会規約

第 1 条 (名称)

本会は岡山 財会(おかやま まるざいかい)(通称 財会)と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦と情報交換により人脈を拡げ、かつ会員個々の知識を拡げることがを目的とする。

第 3 条 (活動)

本会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 定例会(勉強会・懇親会)の開催
(原則として上記定例会は、毎月第 3 水曜日の 19:00 より開催する)
2. その他本会の目的達成のために必要な活動

第 4 条 (運営)

1. 本会は、民主的な話し合いによる自主的活動を基本として運営する。
2. 本会は、特定の政党に偏したり、そのための政治活動はしない。
3. 本会は、特定の宗派・教派に偏したり、その他宗教活動はしない。
4. 本会の定例会の場において、営利目的の直接的な勧誘活動、政治活動及び宗教活動は禁止する。
5. 本会は、ネットワークビジネスを目的とした者の参加を禁止する。

第 5 条 (役員)

1. 本会の役員は次の通りとする。
会長 1 名 副会長 1 名 幹事 監事 顧問
2. 役員は、自薦・他薦による候補者から互選により選任し、総会に報告する。
3. 役員の任期は総会より 1 年とし、再任を妨げない。
4. 役員会の決議を得て任期途中での新任または退任を認める。新任の場合、その任期終了は既役員と同じとする。

第 6 条 (役員の職務)

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
3. 他役員は重要事項を審議し、円滑な会務運営に努める。

第 7 条 (総会及び役員会)

1. 総会は年 1 回 4 月に開催する。
2. 役員会は、会長が随時必要に応じて招集する。

第 8 条 (決議)

総会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第 9 条 (入会・脱退)

1. 会長または副会長の承認をもって会員登録を認める。

2. 役員からの会員登録否認提案があった際は役員会での決議を求め、その決議により決定する。
3. 退会については、本人の申し出があった場合及び連絡先が不明となった場合に退会とみなす。
4. 本会の信用を著しく害し、品位を傷つけるような言動があった場合、役員会は退会を通告することができる。

第10条（会費）

1. 入会金は無料とする
2. 原則各行事毎に別途ホームページ等に掲載する金額を参加費として徴収し、差額が出た場合は本会計回しとし、事務費等を補填する。
3. 参加費は原則として返金しない。

第11条（分科会の制定）

本会は、役員会の承認を受けて、分科会を設けることができる。

第12条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。尚、保存期間は、決算完結の日から起算する。

- | | |
|------------------------------------|----|
| （1）会計及び決算書類 | 3年 |
| （2）会計帳簿及び会計伝票 | 3年 |
| （3）証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類を言う。） | 3年 |
| （4）その他 | 3年 |

第13条（監査）

監事は、会計年度終了時に本会の出納について監査を行い、その結果を総会に報告するものとする。

第14条（雑則）

この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、その都度協議するものとする。

第15条（細則の制定）

この規約の施行について必要な細則は、役員会の決議を得て別に定める。

第16条（規約の改正）

この規約は、役員会の決議を得て改正することができる。

付則

この規約は、平成21年9月1日から発効する。